

## 第9回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 2 月 23 日（木） 10:00～12:00
2. 場 所 役場 4階 4AB会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり  
事務局：政策推進課（吉田課長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
  - ・ 次第
  - ・ 出席者名簿 (資料 1)
  - ・ 第 8 回審議会議事録 (資料 2)
  - ・ 第 8 回審議会レビュー (資料 3)
  - ・ 松田町自治基本条例(仮称)の条建て骨子（案） (資料 4)
  - ・ 条例の名称について (資料 5)

【概 要】司会進行（吉田課長）

## 1. 開 会

## 2. 議 事

### 【事務局】

第 7 回までに決定した表現方法を説明し、補足を行う。

第 3 段落において、一部の表現を差し替え、この部分を「知恵を出し合い語り合い」という形で前文が確定された。

次に、条例と条項の検討イメージを説明したところ委員より、「最終形態のイメージが広範な①の部分に収まることはなく、枠外にもはみ出したことも想定される」という意見が出され、共通理解が図られた。

3 番目として、条例に必要とされる項目の件であります。12 月に実施した、委員の皆様への意見募集の結果を説明させて頂きました。この中から機械的な仕分けになりますが、審議委員の過半数（6 名）以下となる項目については、原則削除する形にして頂くこととした。そして、プラスの部分で、必要だと考える項目としては、「子ども・高齢者」に関する規定が挙げられた。提示した条項の条数は 32 であったが、出来るだけコンパクト且つ読み易いものを目指していくとの話があり、規定条例の活用等を検討することで、コンパクト化出来るのではないかとの意見もあった。但し、実際の条文内容は、事務局からご提示をさせて頂くこととしている。

4 番目として「条例の名称」について、前回の「資料 7」で全国的な事例を 3 分類し、事務局より説明したところである。その後、本審議会では「事例 3」でお示した「独自の名称」を軸に検討したいという話があり、具体には、皆様に今回(第 9 回)までに意見募集を行いました。その結果については、本日資料としてお手元に配布しております。

5 番目の「その他事項」としては、「条例の必要項目」を中心議題とするという内容が、前回のレビューである。

### 【会 長】

ありがとうございました。では、「松田町自治基本条例（仮称）の条建て骨子（案）について」

に入りたいかと思えます。

### 【事務局】

資料4をご用意ください。先程のレビューにもありましたが、必要・基本的なものは資料の構成ではなかろうかとのことで、以前にご意見があったところは、区分に「×」且つ着色してあります。そして、基本的な部分として考えております箇所が、「○」で区分されているところがございます。「△」につきましては皆様から必要だというお話しはございましたけれども、幾つか議論をしていかなければならない部分なのかという形で整理させて頂いております。

順に申し上げますと、第1章「目的」に準じて定義というところも基本的な部分なのかと。そして、第2章の「基本理念」という基本的なもので、第3章の「情報共有、参加、協働の原則の各三原則」があります。第7条の「協働」という文言については、議論が必要かと思えます。また項目名として、これを代替できるものがあるのかということが、1つ議論としてあると思っております。また、第4章「まちづくりの指針」に移り、第10条「事業者の役割」の箇所ですが、当町には、事業者が少ないといったところがございます。

今回、南足柄市の条例を参照していることもあり、南足柄市では、大規模な事業所があるということが、第10条の課題としてあります。この部分については、ご議論を頂きたい箇所で、兼ねてより本会では、企業の社会的な参加要請と、新しい主体でもありますので、そうした内容を第10条の中で検討をして頂ければと思います。そして、第11・12条は、議会関係であります。ここは、現在制定に向けて議会で動き出している「議会基本条例」との兼ね合いがあると思っております。そして、第6章の「行政運営」の中で、行政運営の基本というものは、定めていかなければならないので第15条。そして、第16条「総合計画」であります。本件に際しても、以前よりお話しがありました「地方自治法改正」に伴う、議決要件廃止の件があります。しかし、町の基幹計画を示さなければならないということもあり、ご議論頂きたい事項です。次に、第17・19・21条は「△」にしておりますが、具体的に、どの様なことを明記するのかという部分をご議論頂ければと思っております。そして、第22条「パブリックコメント」は、以前にお話しを差し上げておりますが、その実施手法はどのするのかというお話が出来ればと思います。次に、第23条・第24条は、既に制定されている条例がありますので、委任の検討をしなければいけないところがございます。「住民投票」は必要とのお話しがございましたが、「個別型」「常設型」のどちらを選択するのかをご議論頂きたい。

第9章「コミュニティ」については、名称を「地域コミュニティ」という表現で仮置きしております。しかし、やはり本町では、個人よりは、自治会というものが、より近いイメージではないのかという部分について、ご議論を頂ければと思います。第29～第32条は、第29条は一般的なことかと思えます。第30条が、ご議論を頂く部分であると思っておりますが、現在、本条例制定のため、本会が組織されているところがございます。しかしながら、条例制定後には、その検証段階が今後必要になるかと思えます。その組織体について、南足柄市では委員会を組織化して進めているということではありますが、こうした検証組織のあり方というものもご議論を頂き、第30条辺りに明記できないかなということがございます。第12章「雑則」は、「条例の見直し」であります。本条例も普遍的なものではございません。時代の情勢等の外部要因により、ある程度の期間において、

見直すべき案件であると思われます。そうした、具体的な見直し時期のご意見を頂戴できればと思っております。一番下段になりますが、特別に「子どもに関すること」「高齢者に関すること」は明記をして頂きたいということが、本審議会での総意かと思っております。ここを条文等の責務、条文の中に入れるのか、特出しをしてどこかに含めた方が良いのかと、そういったご議論を頂戴できればと思っております。

#### 【会 長】

ありがとうございました。議論の進め方ではありますが、これもある程度(2～3回程度)議論をしてきているわけです。

まずは、1番左側の所に「○」が付いているもので、これについて最初に検討を頂いた上で、例えば○印はついているけれども、検討した結果として入れなくても良いのではないかとのことになるかもしれません。

次に、△印の箇所について、これを含めるか否かが明確になっていない訳ですけれども、この辺りも入れるか、入れないかというところで少しご議論を頂ければと思います。

それから、あと1番右側のところにも「×」がありますけれども、先程のご説明頂いたレビューの中では、この部分を削除するという話しになっていますが、もう一度検討した結果で、入れる必要があるのかどうかということを確認したいと思います。最初に、左側に○印の付いているもの、これを、一応の条建ての中で骨組みとして入れたらどうかと、レビューの中で述べられていた訳で、それに基づき、事務局で構成をした訳です。仮に、これで条建てが出来ましたら、次のステップは、その中の条文の作業を事務局で進めて頂き、それを審議会でもう一度確認させて頂くというような流れで検討を進めていければと思っております。それでは、○印の付いている1番左側の箇所ですが、それについてのご意見を頂ければと思いますけれども。

#### 【委 員】

骨子の検討の際に、他の市町村の形も見ていかなければならないということは分かります。しかし、審議会で作文を進めていくことになるので、例えば、条文の1つの「目的」についての条文構成を考えようと言っても、ちょっと大変になってしまうので、章とか条を参考にしながら、それを逆転させて、こういうことだから自治基本条例では必要であるといった形で纏めていく方が良いのではと考えます。

第3章「自治の基本原則」や第4章「まちづくりの指針」のように、基本原則やまちづくり指針は、目標みたいになっており、ただ、南足柄市の前文の考え方は、住民自治とまちづくりへの参加を進めたいということで、松田町の前文から考えると、目標ある町の姿というものを唱って、仕組みをこの条文で決めていこうということなのです。これは大きな意味では良いのですが、全体の構成の考え方が違うので、第3章第何条というよりは、むしろ、例えば自治の基本原則ではなくて、まちづくりの基本原則といった表現になってくると思うのです。そうすると「情報共有の原則」というのは自治の原則から基本原則らしい、必ずしも自治の基本原則そのものでなくて、参加の原則も協働の原則もそうであって、松田町のまちづくりというのは皆様の力をあわせて、それぞれが支えあってやっていこうというのが、まちづくりの指針なので、このように○×方式を進めていくのは経過としては理解出来ます。流れとして、このようにやらざるを得ないと思うのですが、前文

をイメージしてきた時に、これをどのようにどの項目、どのような内容を条文に入れ込んでいくのかということ整理の方がイメージしやすいかと思います。そういう風に改めてみると、各市町としてそれぞれの重点が違うことから、この流れで進めて行くと整合性がとれなくなってしまうので、条例の姿をどのようなイメージにするのかを定めた方がよいと思います。

#### 【会 長】

ありがとうございました。南足柄市が色々なものを組み入れているおり、最も検討の素材として良いのではないかということで、事務局から皆様方にお聞きしていたかと思うのです。ただ、前文が確定して、その前文を基に、各章・条項が入ってくると思うのですけれども、そういうことで考えてみたときに、果たしてこのような条建てでいいのかどうかというのが実はある訳ですので、その章建てのところが一応、南足柄市に習うような形になっているとは思っています。

その辺りを整理するというのと、それからもう1つ確認しておきたいのは、事務局の方で描いている審議会の方針の中身というか、その部分がどうなのかをできれば確認をしておきたい。結局、これは政治的な絡みのあると思うのですけれども、町長の任期が今年の9月までで、その時に、町長の公約として出されたものであるもので、そこまでの間に何らかの形にするというのも我々審議会に課せられた1つの使命であるのかなとは捉えています。

ですので、その範囲の中でどこまで出来るのかというのは実はあって、そういうことを考えた時に、この審議会の方針というものは、どの程度のところで収めるのか、或いはやるべきか、その辺りで何か事務局からありましたら説明願います。

#### 【事務局】

事務局の考えとして、出来れば自治基本条例の条例建ての全てを、本審議会の中で議論して頂きたい。スケジュールとして、本年9月にとられることはありません。出来れば、9月までに完了して頂きたいところですが、議論の過程で、どうしても審議が必要であるならば、それは吝かではないというのは条例の提案権者を説得します。

#### 【会 長】

今、仰っているのは、理事者もその辺りはある程度、ご理解を頂いているとは思いますが、しかし、ご本人が公約として条例制定を出している以上、やはり公約の重みというのを我々も考えないといけないと思います。そうすると、本審議会ですべて納めるかということになります。

事務局説明のように、条文まで含めた形の方針で行ければ一番良いのかも知れませんが、しかし、これからの時間を考えると、あと半年の中で出来ることを考えなければならないということになり、それが、1つの区切りとなると感じはしております。あまり中途半端な状態では良くないので、夏までの間にどこまでやるのかということになります。

#### 【事務局】

しかし、「パブリックコメント」も踏まえると、それに要する期間がどうしても1か月位は必要であると思われます。

#### 【委 員】

6月議会までに上程したとしても、その議会での即決はないと思います。提案後の流れとして、常任委員会を設置し、9月に採決される運びになるのではないかと。

**【事務局】**

月1回というハイペースで審議会を開催し、進めておりますが、それでも6月というのは難しいのではないかと捉えている。

**【会 長】**

では、少なくとも町長選挙前位には、「パブリックコメント」が出来るということでしょうか。

**【事務局】**

事前に、会長とも少しお話しさせて頂きましたが、本日の審議会で名前まで決まれば、その後は、少しスケジュール的なものをお話しさせて頂きたいなど。町議会には、急ぎますけれども、慎重審議が必要であるというようにはお話しはしてあります。

**【会 長】**

委員からご指摘があったのですけれども、基本的に、この形の中で事務局には条文を作成して頂くことになるのですが、その確認は、審議会で行って欲しいということの良いのでしょうか。その辺りは如何でしょうか。我々(委員)が条文の中身を作成することはないのですが、一応、事務局作成文案を我々の方で確認をしていくという流れですけれども宜しいですか。はい、そこは確認させて頂きました。

ですので、本日はこの前文をベースにした形で議論。私もちょっと気になっておりますが、第1～第4章までの括り方、この箇所を皆様でご議論を頂きたい。私としては、第3章と第4章の辺りの整合性というのが1つあるのかなという気がしています。第1章の「総則」の箇所どうでしょう、これで如何でしょうか。これは最初のイントロなので、どうしてもこういう形になるのかと思います。第2～4章の箇所、この辺をまずご検討頂ければと思います。進め方として、皆様方では必要だという形でご意見をもらっておりまして、過半数の6名以上の方が一応入れた方が良くとなっております。その辺りも整理した方が良くかと思しますので、第2～第4章の辺りをどうするかというところでまず1つ、ご検討を頂きたい。

**【委 員】**

第3、第4章を1つに統合して「まちづくりの基本原則」にしてはどうか。また、前回までの議論を踏まえて、協働の原則を「活動を行うものの相互の連携」ということばに言い換えてはどうか。

さらに、「まちづくりの指針」というのを改めて示す必要はないのではないかと考えており、南足柄市では目標と別になっており、改めて指針としても目標になってしまっているのので、「3.で、まちづくりの基本原則」として言い換えて示していければ良いと思っている。

**【会 長】**

ありがとうございます。委員のご意見は、第3、第4章を統合して、「まちづくりの基本原則」という形に組み替えてはどうかということですが。

**【副会長】**

「まちづくりの指針」という言葉については、委員が言われたことに、ある意味賛成です。これは自治基本としての位置付けをすれば一緒にいけるのではないか。「まちづくりの指針」ではなくて、まちづくりをこういう原則でやりますというのは、他に条例が出てきますので、これは原則の方が良いのかなという感じを持っております。

**【会 長】**

委員のご意見もまちづくりの基本原則でよいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

**【委 員】**

確認ですが、「まちづくり条例」というのがあり、その中かなり詳しいところまで組み込まれていると思う。指針は指針として、また違う問題なのかもしれないですが、重なるところが多いと思うので、ここを1つのまちづくりの指針としておこななくても、まちづくり条例の方にかなり入る所が多いのではないかと思います。ですので、まちづくりに入れるのであれば基本原則という中で、その1つの指針というのは入れたいというか、細かなところまで出さなくてもいいのかなとは思っております。

**【副会長】**

「まちづくり条例」の制定の際、苦労して作り上げた経緯がある。ここで、今度指針ですかといわれたりすると、「ちょっと違うのでは」という感じは若干持っております。

**【委 員】**

当然、個別条例とは重複しない方が良いが、「まちづくり条例」というのはハード面の建設系のまち全体のことを言っているので、その辺りが少し違うのではないか。

**【事務局】**

「まちづくり条例」は、建設や開発等に特化された条例になる。

**【会 長】**

要するに、仕組みということになりますでしょうか。そういう部分のところになってくるので、少し性格が違うだろうと思えますけど、どうしてもネーミングが「まちづくり」という条例になっているので、それはある程度、分けた方がいいということだと思われる。

ただ、皆様から出して頂いていますように、第4章の座り心地が非常に悪いというか、そう考えますと第3章と第4章を1つにまとめても良いのかなという感じはしている、どうでしょうか。異論のある方、いらっしゃいますか。ないようですので、第3、4章を一体化して、結局、第3章ということにはなりますけれども、「自治の基本原則」なのか、「まちづくりの基本原則」なのかというときに、どちらが良いかということですが、今、出ていますのは「まちづくりの基本原則」ではどうだろうかということなのですが、その辺りで何かご意見がありましたらお願いします。

**【委 員】**

今、いくら話し合っても何も言いようがない。中身がないものを話し合っているものですから。まちづくりの指針であれ、基本原則であれ、何であれ、どういう内容が書かれているかが、問題です。それだけではないかもしれませんが、この項目をどうするかということの中身無しに話し合っても言いようがない感じで、これ以上に議論が進まないのではないかと思います。

**【会 長】**

章建ての中で項目というものを考えることもあるだろうし、委員が仰ったように、条項の方を議論してから、それらを纏めた各章のネーミングを考えていくということでも良いのではないかと思います。基本的には、どっちが先かというのは、なかなか難しいところがあるのですが、通常は大きな章建てをいうのを考えた中で、その項目にどういうもの

が入っていくのかという形になるのですけれども、どちらでも構わないと思います。

委員の議論の仕方としては、条項が先にあって、それから章になるのではないかという事だと思えますけれども、基本的には中身は第5条～第8条に当たる部分を包括的にうまく表現する言葉として、どういうものが良いのかということなのですけれども。

要するに、「まちづくりの基本原則」なのか、「自治の基本原則」なのかかと思うのです。その辺りで今、第3章と第4章を統合するという方向があるので、そここのところを自治というように表現するのか、まちづくりというように表現するのということになるのですけれども。

**【委員】**

間違っていたら申し訳ないのですけれども、自治基本条例って、みんなでまちづくりを頑張ろうみたいなことかと思っており、そうするとまちづくりの方が良いかなと。

**【会長】**

広く言えば、みんなでまちづくりをしていきたいと思いますという事だと思いが、それをまちづくりというのか、自治というのかという違いはあるのかなという気はします。ただ、みんなでやっていくとしたときに基本的なルールというものがあるでしょうから、そういうものも自治基本条例の中で定めていきたいと思います、ということなのかなと思いますけれども。

**【事務局】**

皆さまの総意であれば良いのですが、「まちづくりの基本原則」と仮置きし、括弧書きで「自治の基本原則」とおいて、条文の検討の際に再度ここに戻って、「まちづくり」と「自治」のどちらが良いのかという議論をいただくことではどうか。

**【会長】**

今のお話しは、この第3・4章を統合した中で進めていくという方向でよいか。

**【委員】**

そうでしたら、これ全体をこういうことをやるのだということを押さえておいて、中身に入っていくって後で考えればよいのではないかと。

**【会長】**

では、「第3章と第4章を統合する」ことまでは合意が取れたので、その後のことについては、ペンディングにしておいて、第5章以下の辺りを先に議論することにしましょう。第1章は、イントロなのでこのままにしておきます。第2～第4章の箇所はペンディングとさせていただきます。それでは、第5章以下のところで、○印のついているものについてはいかがでしょうか。

**【委員】**

第11条と第12条の議会関係については、議会基本条例との兼ね合いがある。2月15日の議会広報でも、「議会基本条例を作っています」という記事が載っていた。その中には、「自治基本条例との整合性をもって、議会基本条例を作っていきます」ということが書いてあり、兼ね合いを持って進めていく必要があると思う。

**【委員】**

情報公開と個人情報の保護は個別条例があり、「条例」、「条例施行規則」、「審議会の規則」の3本立てで細かく出来ているはず。自治基本条例にこの情報公開と個人情報を載せようとしても、

個別の目的の中から抜粋したものを簡潔に載せるぐらいではないか。南足柄市でもそうだと思うので、だったら私は載せない方が良いのかと思っています。個別条例があるものは、敢えて載せる必要はないのではないか。

**【会 長】**

ありがとうございます。委員が仰いました第 23 条、第 24 条の扱い方なのですが、基本的には委任規定にしてしまうので、情報公開については町の情報公開条例並びに施行規則に並ぶ形で載せるのが他の自治体でもよく行っています。

**【委 員】**

そこまでして載せる必要があるのか。

**【委 員】**

自治基本条例の性格上、町政運営の基本的なルールを定めるので、形としては、情報公開の仕組みやルールを載せないといけないと思う。基本的には、その中に入れ込んでおけば、その都度、情報公開条例と施行規則に倣うという形になる訳です。一応、その名義というか、その形のものをきちんと載せておくというのが自治基本条例なのかと思う。

**【委 員】**

考え方として、自治基本条例は目標に掲げている町民自治・住民自治をそれぞれの役割の中で、責任を持って実行するものだと思う。当然、そこには必然的にやることはやりなさいということは当たり前の話しなのです。けれども、「皆でやります」となると、一番大事な仕掛けというのは情報共有をどういうようにしていくか。また、情報そのものの管理を十分しなくてはいけない共通認識の中で、意見を出し合って進めることになる。ただ、それでも情報格差があるので、必要とされる情報を町民に分かるようにし、そこから皆で 1 つの方向性に向かって進めて行くことが大事なことなので、委任規定を示しておく必要があると思っている。

**【会 長】**

そうした意味でもペンディングにしておりますが、この基本原則の部分になります。この基本原則は橋掛けになっており、情報共有の原則の基に情報公開、個人情報というのは置かれていたということになるのです。そこと繋がるので基本的には、この条項というのは情報公開条例と情報公開規則に倣うというような形に繋がっているということではないかと思えます。それを受ける形で第 9 条、第 10 条で、市民や事業者で、あるいは議会もそうですし、町長もそうでしょうという形になっていくかなとは思いますが。

これはどの市町村でも議論されてきたかとは思いますが、情報共有ができるかできないかというのは非常に大きなことなのです。町民の方々が色々な活動を進めていくにあたり、情報がきちんと手に入らないと何もできないというところがある訳なので、第 5 条の情報共有は重要であろう。

**【委 員】**

そうした情報がないと町民は考えようがないと思う。

**【副会長】**

情報公開にしろ、どの位の頻度といいますか細かなところまでなのか。先ほど委員が言われたように個別条例があるから、もっと流す位でいいかなという感じは持っていた。様々なお話を聞いて



いると、色々と錯綜してきている。ただ、「本町の自治基本条例ではこれとこれしかありません」として、あとは「個別条例です」と示すなど、色々なやり方があるとは思いますが。

#### 【会 長】

自治基本条例は1つのカタログなのです。町の行政を進めていくにあたって、基本的にこういう形で進めていきますという、カタログづくりでもあるのです。だから情報に関わったところというのは、記録上としては、どこも作っている訳ですけども、そういうところの関連性をどういうふうにつけていくのかというところがやっぱり最高規範なので。これは現法が例えば、個別の法令に委任するという形と同じなのです。

#### 【副会長】

一番困っているのが、自治の基本原則がどう取り扱われるかというところで、情報公開条例によって、住民に情報がどこまで公開できるものなのかというのが、進めている中で一番錯綜している。だから、後で加筆できるようなやり方でやっておいた方が良いのかなと思う。

#### 【会 長】

第23条や第24条に関わっている条例というのは既に運用されているわけで、問題なく使われているわけです。もし情報公開条例で開示になった場合や未開示になった場合、開示請求をした方から申請があった時にはちゃんと審議会でチェックする形にはなります。

だからそういう形で、この情報公開条例を、この自治基本条例に繋げていくことは全く問題なく、基本的にはその繋がりの中でやっていくことになります。ただ、まちの情報に対する基本的な姿勢はどうあるべきなのかということ、第5条の情報共有の原則のところを示していくことになるのです。そうすると、場合によっては情報公開条例の中に開示できるものと非開示になるものが明確に分けられているじゃないですか。だから、それで運用していくことになると思うのですが、場合によってはその情報共有の原則というものが、がちっと嵌められたときに、場合によっては見直しが起こる可能性はあります。それについて話ができていないので、実質的な運用は自治基本条例ができた後に、検討していただくことになると思います。

#### 【委 員】

自治基本条例は最上位の条例として理解しており、個々にそれぞれの市町村で策定されているものである。そこでは、「条文として入れなくてもいい」というケースもあるけれども、基本的には最上位の条例なので、「何々の条例による」という条文を載せておかなければいけないものとは思いますが。ただ、今の第23条・第24条は第5条とも関わり、きちんと町条例によるだけでも載せておく必要があるということなるかと思う。

#### 【副会長】

そう思うのですけれども、どこまで突っ込んでいくのか記載していくのか。

#### 【委 員】

何故、そんなに条項に拘るかという、公共施設の総合管理計画について、15日付けの回覧板で情報提供があり、3月2日までにご意見があればということで出ていたのです。

町のホームページにも掲載されていたのですけれども、私はたまたま役場に来る機会があったので冊子をいただいた。ただ、これを読み込むだけですがすごい作業でした、確かに基本的な管理計画な

のです。それで、その時の回覧板がご意見に対する町の考え方などについては、広報誌や町のホームページを通して公表する場合があるとのことであった。

だから、今の町のスタンスはパブリックコメントであっても実際に行っていると思いますが、今のスタンスはご意見等があった場合には公表する場合がある。それで誰が公表するか、しないかは町当局が判断している。ですので、こういうスタンスでパブリックコメントをやっていると、こんなに厚いものを2週間程度で行っても無理です。

私も偶々、こうした審議会に参加しているので読む気になったのですが、普通の町民の方は読まないです。パブリックコメントそのものは条例なり、まちづくりを進める行政や議会などのそのものが、「町民に自分のことは自分でやりなさい」ということまで言わざるを得ないということになっているとすると、まち（行政）としても覚悟していただいて、情報というのはさっき言ったように非公開もあるのですが、町民が判断して参画するというようなふうになっているためには、決めていかないとならない。

これは、やはりそういう風にしていかないと町民の意識が低いからどういふのではなくて、どちらかがアクションを起こすキッカケで、これが出来たから、皆さんが選ぶことができないと思うのですけれども。ですので、こういう状況になっていて、こういう意見がでましたというサマリーを作ってくればまだいい。ただ、そんな時間はないわけです。年度中の策定というスケジュールに追われている中、他の市町村をみても、パブリックコメントでの意見・回答は1～3件程度であったという認識である。本町の自治基本条例は、出来る限り、外にでる状態にしておいて、他の条例があるならば、他の条例に任せるといふふうになれば良いわけです。せめて大事な条例ぐらいは、カタログ的なものを作成した方が良いかと思えます。

#### 【会 長】

委員が仰ったことはすごく大事で、自治基本条例のもう1つの側面として、行政がやっていることに、ある程度枠をはめるということかと思う。

情報共有の原則の中で、行政の方や一部の専門家だけが分かる状態ではなくて、出した情報の中身を町民に分かりやすく提供するようなやり方にしてあげばいいわけです。委員が話した計画書というのは、明らかに行政サイドの文章になっているわけで普通の町民向けにはなっていない。そういうやり方でなくて、もっと町民に分かりやすい説明をするようなことを自治基本条例の中で規定しておくとしたら、この情報共有の原則というのも相当生きてくるのではないかと思えます。

もっと強い言葉を使ってしまうと、自治基本条例は行政の権力を縛るものでもあるということにはなります。だから、「恣意的な形で権力を使うことのないようにしましょう」ということだと思います。そういう意味では、情報共有というのはすごく重要なルールだと思います。

他の箇所も見ていただき、ご意見いただければと思うのですが、例えば、△印になっている辺りはどうでしょうか。例えば、第10条にあるような事業者の役割や責務についてどうか。本町には大企業はないという話があるが、大企業だけが事業者ではなくて、色々な個人業者の方も含めてということだとは思えます。あと市民活動団体、NPO法人も含めた形ということにはなるかと思う。

#### 【委 員】

あった方が良くと思います。

**【会 長】**

皆で力を合わせて松田町をつかっていこうということになるので、当然、事業者の方たちもその一人であるということになるわけです。

**【委 員】**

地域の雇用の確保に努めるというのがすごく大事だなと思う。南足柄市の条文の「事業者の役割」において、「地域の経済活動を高め、雇用の確保に努める」と書いてあり、すごいことであるなど思います。事業者も今後来るかもしれないし、企業が来て、雇ってくれるとありがたい。ちょっと期待してしまいます。子育てしながら働きやすい職場という希望があるので、町の中で雇用があれば良いと思う。第9条はあっていいのかなと思います。

**【会 長】**

この△印のところを左側の方に入れて、事業者の役割と責務を規定したらどうかというご意見ですけれども、反対のご意見はございますか。

**【委 員】**

10条が必要だと思う。社会福祉協議会等は情報公開をしなくてならない。また、商工振興会も単に商人の括りではなくて、お客さんあつての商人という意味では是非必要だと思う。

**【会 長】**

それでは、これを△印から○印ということにさせて頂きたいと思います。では、次の行政運営に参ります。特に、ここは△印が3つ、×印が2つ付いております。

**【副会長】**

要綱行政で縛られた時代からずっと続いてきている。それが何かというと要綱にあったので、条例ではないのです。要綱で行っていることから、「要綱が定められているので」ということになる。だから、極端なことを言えば、本当は行政に対する批評等をしなければいけないのですが、余ほどの事でない限り、情報の共有というのは出来ないのです。その要因となっているのが要綱行政であると思う。これは苦し紛れに要綱でやりますと、条例には載っていないです。ですから、あつた方が良いけど、どこまでいいのかなと思う。

**【会 長】**

町では「評価」というのはどういうところにありますか。事務事業評価をやっていますか。

**【事務局】**

総合計画については行っている。

**【会 長】**

進捗管理みたいなものなのですか。

**【事務局】**

そうですね。

**【会 長】**

基本的に今、自治体に良く言われているのは、「PDCA サイクル」ということです。P が計画を作り、そして、D0 で実行して、C がチェック。チェックというのが、実は評価になるかと思うのですが。それで A、アクションが改善ということで、要するに、評価を受けた形の中で事業を改善し

ていくという、一連のサイクルを回すことによって自治体経営していこうということが一般的になっているわけです。

**【副会長】**

実は、これを町長が行っているのです。

**【会 長】**

これはその上の第 13 条や第 14 条の町長や職員の責務に関わってくるのですけれども、評価を意識した行政の仕事をしていかないといけないということになります。

**【副会長】**

どこまで、先程の情報が住民に下りてくるのか。

**【会 長】**

それは一応、町のホームページで。

**【副会長】**

厚い報告書ばかりではなく、「自治基本条例」を作る際、優しい言葉で、優しい文章で作りました。そうでないと、みんな嫌になってしまうのです。

**【委 員】**

前回資料を見ると、19 条は 9 人が賛成している。

**【事務局】**

総合計画に掲載されている大事業は PDCA サイクルで動かしておりますが、別の部署の計画等については、きちんと「行政評価」がなされているか少し疑問があります。そこで△印を記載しましたが、実際の評価手法について皆様で知恵があれば教えて頂きたいという問題提起の意味合いです。

総論としては、皆様方より「盛り込む」という意見がありますが、「総合計画」位しか、行政評価をされているものがない。先程述べたように、もう少し行政を縛るという話もございますので、どの程度まで「行政評価」が必要かというご議論を頂ければなという想いはあります。

本事項を委員総意で盛り込むという事自体、異論はございません。しかし、庁内で財政運営の中で、「これを目指したい」という記述的なものがあるのかと言えばなかなか…というところがあるかと思えます。皆様方で、こうしたことは載せてもらいたいというお話しがあれば、それをお聞かせ願いたいというような主旨です。

**【委 員】**

財政運営と行政評価は、総合計画の中で括られているので、その中で出てくるのかと思っており、要らないのではないかと。

**【会 長】**

先程申し上げましたように、基本的に行政がこういうことに注意を向けて、或いは、心掛けて行政を展開、運営していくことに対し、きちんとした箍を嵌めるとというのが自治基本条例だと思えます。最高規範を作ろうという話でありますので、どこかにこういった形にすべきだという情報は入れるべきであると思えます。それが、「財政運営」、「行政評価」でもあるかもしれません。ただ、その手法については、この審議会の議論の範疇を超えたいと思います。色々な手法があるので、ここで決めるというのは無理です。

## 【副会長】

極端に言うと、総合計画を進めていると、財政運営や行政評価というのは、小泉内閣以来の平成17年以降では、相当にキツイ指針が出されている。ですので「総合計画」の中で、厳しい意見というのは出てきていない。自分の考えと違うと文句を言うけれど、そうでなくて、自治基本条例の中から削除してしまうのはいけないわけです。いけないというのは、少し厳しくなってくるのは財政運営にしても、平成19年に地方交付税法が変わり、交付単位がこれまでの土地に対し補助金が出ていたのが、人口単位となったので、本町は4億程度が削減されてしまっている。これまで10億円あったのが6～7億になっている。

ですから、先程から何回も言うように「情報共有」や、勉強が必要である。これまでは正直な所、こうした観点がなかったのです。

## 【会 長】

副会長が仰ったとおりだろうと思う。ただ、財政運営をどういう心構え、或いは、どういうことをやらなければならないかということについて、きちっとした形のものを作っておかないとなりません。それを逸脱したやり方がまかり通ってしまうと、財政状況が崩壊してしまいます。基本的には、歳入の範囲で歳出するという財政のルールだと思う。そうした事項は、どこかでルール化しておかないと、誰かがそれを踏み踏みにじる人が出てきた時にはどうしようもありません。

例えば、これは飛躍する話ですが、鹿児島県阿久根市で、市長が専決事項を乱発し、市政を展開していったわけです。そうした事を防止しようというのが「自治基本条例」の1つの役割だと思うのです。あくまでも、そういう規則的なもの、規律的なものを策定し、そういう方が出てこないようにしよう。もし、登場したとしても、条例があるから「条例違反」だってことで処罰しようという精神が条例の中にあると思います。

## 【副会長】

削除しない方がいいと思います。

## 【委 員】

総合計画の中で示していれば、敢えて載せなくても良いかと思います。

## 【会 長】

確かに「総合計画」は、町の最上位の計画でありますので、その計画そのものについても、まちの最高規範の中で縛られるべきものだろうということなる。総合計画の作り方と、それからの全体の財政運営の規律、更には、「総合計画」だけではなくて各種計画の進捗管理や指標の達成状況がどうなのかを定期的に評価していかないと、財政状況との絡みの中で、良い町政が展開できないかなと思う。そういったことを職員の皆様にも、それから町長にも箍を掛けることなのかなと思います。確かに作り込み方としては、先ほど委員が仰ったような「総合計画」と連動させながらということも出来ないこともないかもしれません。但し、一般的には、分けていくのが通常です。

## 【委 員】

総合計画は議決事項ではなくなったけど、議会には全く示さないのか。

## 【委 員】

ちょうど別件で、議会の責務云々で「議会基本条例」の兼ね合い云々の話しもありました。実は、

「議会基本条例」を制定する中で、議会よりヒアリングに呼ばれており、この「総合計画」において「基本構想」も議決事項に近い所での位置付けを正に今、考えているところであります。ですので、当然、載せるべきであると思うし、調整しながら進めていく。基本計画は議会全員協議会の中で、ある程度丁寧に説明しているのです、そのように決定するかは、正に議会との調整しながらの事項であり、本審議会の情勢を見ながらというのものもある。

**【委員】**

現在は議決事項ではないけれども、議会全員協議会には示している。

**【委員】**

今まではそのように対応している。ただ、それでいいのか、ある程度の議決事項とするべきであるのか、その辺りを調整している。

**【会長】**

その辺りは、自治基本条例との調整が必要になってくる箇所であります。

**【委員】**

「行政評価」に関して、細部にわたる小さな事までを全員協議会の中で、全部説明をしてどうだというのは、今までやっているスタンスですから、これを変えることだとこれからもやっていくでしょうし、その内部の中での細かいことというのは、そちらの方でしっかりと仕事をしているということで、こちらに移るのであればそれに伴い、一番トップのものを作るのであれば、その下の方ではきちっとやっているというものは確かに載せておいた方がいいのかなとは感じる。

**【会長】**

今、総合計画の話題が出てきております。基本的に、地方自治法が改正される前というのは、「基本構想」部分だけは、どうしても議会を議決案件とされてきました。しかし、自治法改正で、削除されてしまった。ですので、基本的に総合計画を作らなくて良いというのが、今の状況です。もし、仮に作るのだとすれば、どこでそれを承認するのかということなのですが、地方自治法がそれを削除しているのですから、便宜的に「議会基本条例」の中で議決事項としてこういうものを入れたいということで定めるところが結構出て来ています。

但し、自治基本条例の中で言う総合計画というのはどちらかというと作り方の所であり、例えば、第3章の「まちづくりの基本原則」ないしは「自治の基本原則」に掛かってくる所ですけども、先程の「情報共有の原則」と同時に、その「参加の原則」というのが設けられれば、この総合計画を策定する際に、住民を参加させて作るというような形の条項になってくるのです。

ですので、実は第3章に相当する所はずっと関連することになる。だから、「参加の原則」が盛り込まれれば、例えば、「行政評価」にしても、町民が参加した評価の控えを設けることが出来るとか、そういう形になっているというふうに思います。

**【委員】**

外部監査が必要なものは、中核市以上である。本町の場合、外部監査は設けられませんから、方法はともかくとして、是非そういう形を記載すべきかと思います。それから、先程の財政運営は、例えば私たちが住民訴訟をするのは地方財政法でしますけれども、やっぱりこういうものがないと。今後の財政に関係するある程度の枠というか、籠を嵌めておく必要がある。

**【会 長】**

そうしましたら、第 17 条に相当する財政運営と第 19 条の行政評価については一応、○印ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。第 21 条「説明責任及び応答責任」はどうしましょうか。例えば、色々な申入れとか、苦情等があったときに、どういう風に対応するのかです。或いは、行政が仕事を進めようとする時に、これは「町長の責務」若しくは「職員の方の責務」になるかもしれませんが、きちんとそれに対して説明をするということを入れておくかどうかです。

**【委 員】**

必要な気がします。

**【会 長】**

一先ず、本項目も盛り込むこととし、それで条文を考えて貰うということで如何でしょうか。次に、第 25 条の性格ですが、南足柄市の特殊な事例なのかなと思うので、これは×印でもいいのかなという気がしますでしょうか。

**【委 員】**

第 26 条「学習環境の整備」は名称として×印でも良いかと思います。しかし、表題だけでは、その理念(言葉の意味)が表に出てきません。語弊があるかもしれませんが、住民自治なり、町民自治なりで、それに応じた行政のあり方なりを学ぶ機会という意味としてはいいのかなと。子ども達や町民にそういう教育の場はあった方が良いかなと。但し、やり方は色々あるかとは思いますが。

**【会 長】**

表題だけでそこまでは考えておりませんでした。如何でしょうか。町民が、自治等を学ぶ場や機会の創設(整備)等を盛り込んでどうかという意見であります。如何でしょうか。

**【委 員】**

教育委員会が色々な事業を実施していますが、自主的にやっているのですか。

**【委 員】**

委員が仰ったのは、多分、「住民参加の原則」がある中で、そういうことに関わっていくためには情報は必要であり、そういう意味での「町民の学ぶ機会」というものを保障した方が良いのではないかと、私は理解したのですが。

**【委 員】**

皆さんがある程度、町民として、枠を嵌めるというか、それが必要かどうか。

**【委 員】**

やっぱり行政にそういう機会を与えてほしい。

**【会 長】**

今、委員が仰ったのは、結局、それは第 9 条とも関わってくる。市民の役割等で、町の色々な自治について積極的に学ぶのだと。それに対し、町は適切な環境を提供したりするっていうそういう話なのかなと思う。

**【委 員】**

先程の「パブリックコメント」のように、そのままのものを、理解出来る人が何人いるのか。そういう時に、説明の場を設けたり、主旨等を説明したりするという意味での学びの機会や、情報

を理解させて頂く機会みたいのものが、あっていいかなという感じがします。

**【委員】**

学習環境とはちょっと違ってくるのかなと思う。「まちづくりの指針」、「参加の原則」や「地域のコミュニティ」の中に子どもの役割と大人の役割と、また「まちぐるみの役割」という中に入ってくるのではないかな。そうした所で共通する部分があるのではないかなと思うので、そこに関連付けていけば良いと思います。そこで、学習環境の整備と言うと、全く学習環境が整備されていないのではないかなという、その環境がどうなのかなとの疑念が生じます。とても良い環境の中で、現在、子ども達も居る訳ですから、この中に子どもを取り入れ、皆さんで子ども達を良くしていきましょいうということも含まれていると思うのです。その箇所で、ちょっとこの表題が適切なのかなとの感じはあります。+

**【会長】**

委員のご指摘は、第 28 条「地域コミュニティ」の中に、今の考えも入れられるのではないかなということで、すごく面白いなと思いました。町民の皆様が「まちづくり」とか「自治を学ぶ場とか機会も確保する」ということはすごく良いことです。

**【委員】**

その方が皆様に分かり易いし、「コミュニティ」の中に色々な文章をきちんと盛り込むことで、分かり易くなると思います。

**【会長】**

この部分については、第 28 条「地域コミュニティ」の箇所で、上手く活かせるようにさせて頂くということにしましょうか。後は、第 18 条「監査」、第 20 条「行政手続」については、「必要無い」というご意見が多いので、×印ということで、今の所はそうしておきます。第 26 条も同様に、これは南足柄市独自の取組ということで、不要とします。続く、第 27 条、第 28 条については、第 28 条については地域コミュニティの話は、大事であるという意見が多いので、取り敢えず○印に昇格させて頂きます。

**【委員】**

これも△印なのだけど、○印でよいのか。

**【事務局】**

△記の箇所は、基本的には○印のイメージを持っております。説明にも記載しましたが、多少なりとも議論頂きたい箇所です。「地域コミュニティ」も同様です。「自治会」という表現が本町では相応しいのではないかなというご意見が今までに何回もありました。については、問題提起的に△印という形にはしておりますが、基本的には○印になると思っている事項です。

**【会長】**

それでは、住民投票も同様ということですか。

**【事務局】**

仰る通りです。今までの議論を整理させていただくと、×を記載した 4 項目は全て落とさせて頂き、△印は全て○印の方に移動するという考え方で良いでしょうか。

**【会長】**



そのとおりである。では、先に事務局からありました、第 28 条の「地域コミュニティ」のネーミングの話に移ります。「地域コミュニティ」がいいか、或いは「自治活動」というのが良いか。

**【事務局】**

今までの協議を聞いていますと、地域全体で学習環境をという話しもございませぬ。ただし、松田町の現状を見ると、一番最初にイメージされるのが「自治会」ではないのかといったようなところでもございませぬし、見せ方に依るとは思ひます。直近までの話を聞くと、もっと広い意味ではないかと思ひますが。

**【会 長】**

「地域コミュニティ」でいいのですか。

**【委 員】**

小田原市の地域活動の流れを見ると「地域活動」或いは「市民活動」という言葉で表現をしています。だから、自治会も市民活動となる。

**【会 長】**

先程来、意見がありました、委員ご自身、町民の方々が、地域の中で自治を学ぶ場や機会を積極的に町も提供していく、或いは配慮し、そうした環境を整備しましょうということになるわけです。そういった場をどういう風に表現すればいいのかという時に「自治会」が良いのか、或いは「地域活動」が良いのかという話だと思ひますが、委員の方で何かご意見ございませぬか。

**【委 員】**

当方の個人的意見ですが、町が提供する町民への啓発的な活動や、或いは自治会というものは、殆ど、本町では役場の手伝いをしており、町民活動が皆無である。そうした意味で松田が、言わば行政頼りじゃなくて、自分自らがこういう運動をするようなものが欲しいなど、そういう感じはすごくします。

**【会 長】**

おそらく、そういった思ひを言葉にした際に、それが「コミュニティ」なのか、「自治会活動」「地域活動」なのか、どこかに込められるかということ。つまり、自発的かどうかということですが、これについては、これまでも委員より発言がありました。

自分達で出来ることを自分達で主体的にやっといこうという、動きを始めるということ、それを示す言葉でどういった文言があるかということ。ただ、皆さんの思ひが、大体一致しているなという気がするので、この辺りの表現をどういう風に、当町らしい松田版にするかというのは、決議が出来ませぬので、本日はペンディングとし、事務局に思案してもらひます。

そしてもう 1 つ、第 27 条の「住民投票」の項目です。表中には、一応これは○印ですが、「個別型」にするのか「常設型」にするのかという話しがあるわけで、これはどうするかということ。 「個別型」になりますと、その条例を一応確立してから住民投票にするということになります。一方、「常設型」になりますと、一定の署名数が集まれば住民投票が出来るといふものなので、どちらを選択するのか。

**【委 員】**

私的には、「住民投票」を入れていいのかというのは定かではありませぬが「常設型」にしてし

まうと、言葉の通り、常にものを作っておかなければなりませんので、金額的にもかなりのものが必要となると思います。いつでも、何でも出来てしまうみたいで、濫用が怖い。例えば、何方かが、そういうものを持ってきて、もう何十年も住んでいる方が「こういうことはいけないことだから、直さなくてはならないとした場合に、皆様どうですか」と発議するのと、地方から松田に引っ越しして来た人が発議するのでは、違いがあると思います。後者は、言わば「引っ掻き回す」というか。「こうだからこんなことやったらどうなのよ」って安易に発議されてしまう事例がやはり全国的にもあるので、何かの事案が発生した時に、それを個別として「じゃあこれはそうなの、これはやっていかなきゃいけないものじゃないの」って言った時に、それをやっていった方が良いのかなと。だから「常設型」ではない方が良いかと思います。

#### 【委員】

私は常設型の方がいいと思いますが、制約があるのならば、やむを得ない。ただ、闇雲に発動するとしても、それも住民の意思です。ただ、その町民の意見も非常にわずかな数では、そんなの関係ありません。率を上げ、この位の率だったらこれは意見を聞かなきゃいかんなど、その基準を作るのに時間が掛かりますので、おそらく、そんな時間が無いならば「個別設置型」で良いのかと。やはり何%が正しいという数字はないとは思いますが、色々な事例を見て、住民投票の比率を下げた自治体は逆にはないです。上手くいった団体では制限はあるけれども、色々な説明などをして、跳ね返ってもそこまで投票を申し出る、ところだったら、そういう上手くいっているところは投票までは行ってないということになっている。

#### 【会長】

委員からのご指摘のように、地方自治法で条例の制定改変請求というのは1/50の署名で出来ます。そこまで発議要件の必要数を低下させると、委員からのご指摘のように、相当程度、乱用される可能性もあるので、実際には、「常設型」の住民投票条例を作る時には、発議要件の割合を上げるのです。それで乱用を阻止する形になりますが、もし「常設型」ということで皆様の合意を得られるとすれば、これは別途、「住民投票条例」を策定しなければならないということです。

#### 【委員】

常設型に決まりだと思ふ。ただ、別条例に具体的なものを明記しなければならない。今考えられるのは、元議員だから町民が怖い。基本的には、町民が出すのだから。やはり「常設型」で、だけど現実には難しい。過去でそういうものが通ったというのは、あんまり知らないです。

#### 【会長】

殆どありません。だから、そういう権利を町民の皆様に付与するかということかと思うのです。多くの場合は個別型にしてしまうと、議会でほとんど否決されてしまい、選挙に向かうことは有りません。もし仮に、「住民投票」項目を盛り込んだ自治基本条例とするならば、やはり「常設型」にしといて、個別条例の所で相当ハードルを高くするということだと思います。

逆に当町は「町長選挙」と「町議会委員」の選挙が丁度2年毎に行われます。つまり、2年毎で何か事案が発生した時にどうすれば良いかということだと思います。多くの場合は、「町長選挙」と「議会選挙」が同じ年のサイクルとなっておりますので、4年に1度のサイクルなのですが、松田町は、2年毎なので2年毎にチェック出来る機会があるというのは良いことです。その間に、場

合によっては、県知事選挙や国政選挙が実施されることもありますので、仮に制定するとすれば、分けて実施するとルール化すれば別に費用は掛かりません。

この辺り早急に意見を纏めることは難しいかもしれませんので、1か月位考えて頂きたい。今、個別型と常設型の両方の意見出ています。この件は、委員各位で頭の片隅に入れておいて頂ければと思います。

そして、もう1つ最後の部分の△印なのですけれども、やはり、松田町の自治基本条例の一つのオリジナリティの部分になるのかなと思うのですが、子どもに関する事高齢者に関する事これは一応、○印なのですけど。

**【事務局】**

○印なのですけども、何をするかってことだけお話し頂ければ。

**【会 長】**

この辺りについて、ご意見頂けるとありがたい。

**【事務局】**

お子様も、お歳を召した方も町民であることは間違いない。但し、見せ方として、町民の箇所にそれだけ全体を押下するような形で見せたいのか。それとも「個別」で見せたいのかという、そこだけお話を頂ければと思います。おそらく特出しという形ではないかと思慮しております。

**【会 長】**

本日は、5章以下の所でご意見を頂戴しました。但し、ペンディングになっているところが各章にありますから、次回、もう少し議論させて頂くということにし、これを受けた形で次回は「自治の基本理念」、それから「まちづくりの基本原則」又は「自治の基本原則」の中身について少しご検討頂きたいと思います。それから、今日もう1つで時間が取れませんが、「条例の名称」についての纏め資料を用意して頂いておりますので、こちらの説明にも入りたいと思います。

**【事務局】**

資料5をご覧ください。「条例の名称について」、前回、3事例をもってご説明申し上げましたが、「事例2」は「まちづくり条例」であるため、現存する条例名を被ってしまうようなきらいがあります。

ついては、「事例3」の「独自の名称」を軸に本会で考えてみたらどうかというお話を頂戴しました。個別具体的な名称案については、皆様方からご意見を頂戴して、審議をしたいというお話があり、その意見の取りまとめ結果を「資料5」として提示しております。

上から順に項番1～5までは、シンプルなものだったり、団体名の所を一部変えたような「事例1」に類似する意見を纏めてあります。1番シンプルな形態である「松田町自治基本条例」という意見は、同表中の一番右側に3と記載しておりますが、3委員から頂いた意見を示しております。

それ以降、項番6～15というものが「事例3」に分類される部分です。具体には、記載のとおり、様々な「独自名称案」を委員より頂戴しました。表の右側部分の「提案理由」に記載があるものについては、委員より頂戴した意見を原文そのまま記載しております。

**【会 長】**

ありがとうございました。今日、決定するわけにはいけませんが、この件に関連し、ご自身の提

案趣旨等のご意見を頂ければと思います。この短い時間の中では難しいでしょうか。是非とも、ご自身の提案名称でも良いですし、他の委員の方より提案された名称に関してでも良いので、こういう名称が良いのではないかというご意見を頂ければ。

**【委員】**

私は、敢えて名称提案は行いませんでした。しかし、飾り言葉は付くと、多くの場合それはスローガンでしかありません。「少年非行ゼロのまち」なんていうのは標語がありますけど。それは少年非行で困ったからやるのです、少年非行が無いまちはそんな標語作らないというように、「共に生きるまち」やそれ以外でも、どれでも良いのです。仮に「共に生きるまち」とすると、それを逆手にとって、共に生きてないまちだからという風に思ってしまう。標語とはそういうものです。

**【副会長】**

次の世代にバトンタッチということではないでしょうか。「共に生きるまち」もあれば、「うるおも」あれば。次の大きな流れとしてのコンセンサスは出ると思うのです。だから先程、委員が言われた飾り言葉をどうするか。シンプルにだったら「松田町自治基本条例」になっていますけど。これはあんまりノーマルと思う時もあれば、ちょっと違う方向でやりたいと言う気持ちはあります。

**【委員】**

町民の皆様が一番知って頂きたい条例だと思うのです。ですので、一杯、修飾語等を付けちゃうと覚えられないというか、パッと出てこないと思うのです。ついては、私は、敢えて「まつだまち自治基本条例」ということで、「松田」の部分で「平仮名」でいいのかなと思うのは、そういう意味から提案したものです。この部分に色々付けてしまうと忘れてしまうのではないかなと。パッと言えるのが一番優しいというか、いつも思い出せることが必要ではないでしょうか。その中に、翻って1人ひとりの町民の方々がご自身で感じる、色々な事項が明記されていたなあと感じてもらい、身についてくれるものが、がこの自治基本条例ではないかなと思うので、敢えて私は何も付けられない名称としました。

**【委員】**

私は一番上の漢字の松田町で。松田町の冠が付く条例は沢山あるのです。これだけを平仮名にする必要が敢えてあるのかと。「まちづくり条例」は敢えて平仮名にしてありますが。この条例は、漢字のままの方がシンプルでいいのかなって。

**【委員】**

最後に、このお題だけ付けるというのはだめですか。例えば、「松田自治基本条例～次世代へ贈る宝物～」とか。

**【会長】**

「自治基本条例」なのか、或いは、ここにあるように「まちづくり基本条例」なのかってことだだと思います。「まちづくり基本条例」については「まちづくり条例」との兼ね合いがあります。

**【委員】**

でも、そもそも「自治基本条例」が良く分からないこともあります。

**【会長】**

もし、「まちづくり基本条例」としたら、既存の「まちづくり条例」とのバッティングが起きて

しまい、町民が混乱してしまうことがある。

**【委員】**

「自治」という字を見ただけでちょっと拒否反応がある。一般の方、特に女性とか、慣れてない方は自治って聞いただけで、「自治会」だと親しい気がするのに、「自治」って言葉にもなんとなく入りづらいのかなってというイメージがあるのです。ですので、その前に平仮名があると入りやすいイメージになるかなと。これは、文章にして皆に配るとかではなくて。

**【会長】**

当然それはあると思います。色んな方法を取ると思います。

**【委員】**

条例そのものの性質について、皆さんがこの条例を読んで伝えて下さいということではなく、やはり住民の人が自治に参加する、それを保障するための1つの支えとしても本町に出来ました。ということではないでしょうか。これを、全部読んで理解するまで中々至らないと思います。

**【委員】**

条文の内容までは良く分からない。ただ、いつも思うのですけれども、シンプルな条文でいいのかなと。あまりやる必要ないとは言わないけど。そんなに拘る必要ないかなと。それも町にあった条文があるでしょうから。そういう形でやっていったほうが視覚的にも良いだろうし、町長の任期も迫っていますし、それに合わせて、スピード感を持ってやった方が良いのかなと思いました。

**【委員】**

骨子案ということで非常に難しく、中々発言する隙間がありませんでしたが、色々な御意見を拝聴し、すごく勉強させて頂きました。条例の名称も色々素晴らしい案がありました。この条例をご覧になる方は、やっぱり少ないと思いますが、ただ本当に、これを拍子に何か町民の皆様が「あ、こういうものができたんだ」ということを感じて頂くことが重要であると思います。また、キャッチフレーズが出来たら、こういうものが松田町にあるんだなど、全部読まなくても言ってくれると思うのです。ですので、私はこの「事例3」を軸に考えていきたいなという思いはあります。

**【会長】**

ありがとうございました。条例名称についても、次回また継続して頂ければと思います。

**【副会長】**

条例もいよいよ、佳境に入ってきましたので、これから色々なご意見を頂戴していければと思います。先程、お三方が言っていた意見、皆様が読める条例じゃないといけないということを、改めて感じたところです。町長の任期は迫っていますが、これは粛々と作っていきたいなと思いますので宜しくお願いいたします。それでは、第9回審議会をこれにて閉じたいと思います。どうもご苦勞様でした。

### 3. その他

**【事務局】** 次回の審議会の日程は3月29日（水）午前10：00～

### 4. 閉会